

訪問看護ステーション旭こころとくらしのケアセンター 運営規程

平成 28 年 4 月 1 日

改正 令和 7 年 10 月 6 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款第 15 条に規定する訪問看護ステーション旭こころとくらしのケアセンター（以下「訪問看護ステーション」という。）が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）に係る事業（以下「事業」という。）の運営を行うにあたり、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年千葉県条例第68号)及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年千葉県条例第69号)に定めるもののほか、事業の運営に必要な事項を定め、事業の適正運営を図るものとする。

(事業の目的)

第 2 条 事業は、訪問看護ステーションの保健師、看護師又は准看護師の資格を有する職員（以下「訪問看護師等」という。）が、要支援状態又は要介護状態にある高齢者等に対し、適切な指定訪問看護等を提供することにより、在宅における療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション旭こころとくらしのケアセンター
- (2) 所在地 千葉県旭市横根 3501 番地

(職員の配置等)

第 4 条 訪問看護ステーションに次の各号に掲げる職員を配置する。

- (1) 施設長（管理者） 保健師又は看護師の資格を有する職員 1 人
- (2) 訪問看護師等 保健師、看護師又は准看護師の資格を有する職員 2.5 人以上

2 前項に規定する職員の職務は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 施設長 上司の命を受けて、訪問看護ステーションの管理運営を統括し、所属職員を指揮監督し、指定訪問看護等に係る業務を処理する。
- (2) 訪問看護師等 上司の命を受けて、指定訪問看護等を実施し、その結果を記録し、主治医への報告等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 訪問看護ステーションの営業日及び営業時間は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。ただし、電話等の手段により24時間連絡が可能な体制をとるものとする。

(指定訪問看護等の実施)

第6条 訪問看護師等が指定訪問看護等を実施するに当たっては、主治医の指示を受け、かつ、密接な連携を図るとともに、関係地方公共団体並びに地域の保健、医療及び福祉サービス事業者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(指定訪問看護等の内容)

第7条 指定訪問看護等の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 病状の観察及び日常生活の指導
- (2) 清拭及び洗髪
- (3) 褥瘡の予防及び処置
- (4) 日常生活及び社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (5) カテーテル等の管理
- (6) 認知症及び精神障害者の看護
- (7) 食事及び排泄の介助
- (8) 療養生活や介護方法の指導及び相談
- (9) ターミナル期の看護
- (10) 前各号に掲げるもののほか、主治医の指示による医療処置及び検査等の補助
- (11) 日常生活具の選択及び使用の訓練
- (12) 住宅改修の相談及び指導

2 准看護師以外の訪問看護師等は、主治医の指示書に基づき訪問看護計画書又は予防介護訪問看護計画書を作成し、その計画書により指定訪問看護等を実施する。

(事業の実施区域)

第8条 通常の事業の実施区域は、旭市の区域とする。

(指定訪問看護等の利用料)

第9条 指定訪問看護等の利用料は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定訪問看護等については、厚生労働大臣が認める基準によるものとし、その指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。
- (2) 各医療保険法に基づく指定訪問看護等については、訪問看護療養費及び家庭訪問看護療養費に関し厚生労働大臣が定める基準により、利用者が負担する額とする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、おむつ代等の日常生活に必要な物品を提供した場合には、その物品の実費相当額とする。
- (4) 通常の事業の実施区域を越えて行う場合は、交通費として実施区域を越えた時点から5キロメートル毎に100円を徴収するものとする。

2 費用の内容及び金額については、別途定める料金表によって利用者やその家族に対し説明を行い、同意を得るものとする。

(研修)

第10条 施設長は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を次の各号に掲げるとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

(秘密の保持)

第11条 職員は、業務上に知り得た利用者及び利用者の家族の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(緊急時等における対応)

第12条 訪問看護師等は、訪問看護の実施中に利用者の病状の急変及びその他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処理を行うこととする。

2 訪問看護師等は、前項に規定する処置を行った場合は、速やかに施設長及び主治医に報告しなければならない。

(記録)

第13条 施設長は、事業の設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 施設長は、訪問看護計画、介護予防訪問看護計画書、その他の指定訪問看護等に関する記録を、完結の日から2年間保存しなければならない。

(事故対応)

第14条 施設長は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生したときには、速やかに保険者及び利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

2 前項に規定する事故が、事業の責に帰すべきものであり、かつ、損害賠償すべきものであったときには、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院（以下「法人」という。）は、損害賠償を行うものとする。

（虐待防止）

第15条 施設長は、利用者に対する虐待の防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 虐待防止のための基本方針を定め、職員に周知徹底すること。
- （2） 虐待防止に関する研修を採用時及び定期的実施すること。
- （3） 虐待防止の取組を統括する担当者を選任すること。
- （4） 虐待が発生し、又はそのおそれがあると認められる場合には、市町村等の関係機関に速やかに通報し、必要な措置を講じること。

（事業継続計画）

第16条 施設長は、感染症又は災害の発生時においても、利用者への訪問看護サービスを可能な限り継続的に提供できるよう、事業継続計画（BCP）を策定し、これに基づき必要な研修及び訓練を行わなければならない。

（その他）

第17条 この規程に定めるもののほか、事業の運営に必要な事項は、法人が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和7年10月6日改正）

この規程は、令和7年10月6日から施行する。